

## 高額医療・高額介護合算制度

国民健康保険＝保険年金課(市役所1階9番窓口) ☎32-2071、後期高齢者医療制度＝保険年金課(市役所1階8番窓口) ☎32-2073、介護保険＝高齢介護課(市役所1階11番窓口) ☎32-2070

高額医療・高額介護合算制度は、1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合計が負担限度額を超えた場合に、超えた金額が支給される制度です。

**対象期間** 平成25年8月1日～平成26年7月31日

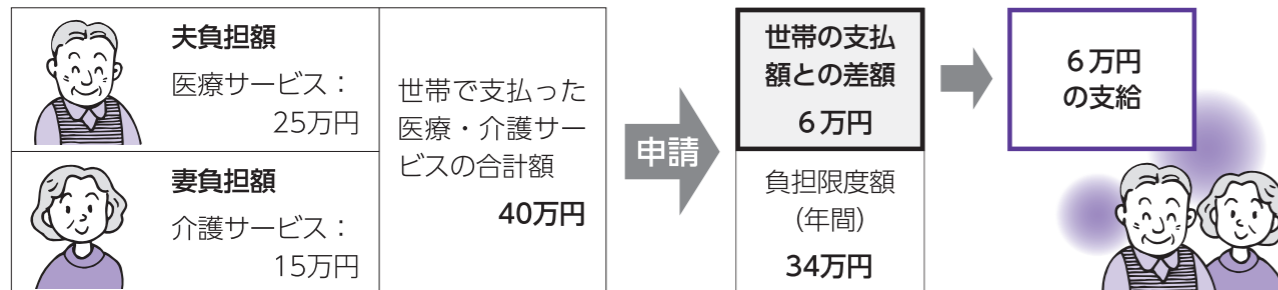
**条件** 同一世帯で同じ医療保険に加入していること  
**支給申請手続き**

国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入の人	その他の医療保険に加入の人
該当する人には、保険年金課または岡山県後期高齢者医療広域連合から、申請についての通知文書が届きます。 <b>■送付時期</b> ：1月中 <b>■支給申請先</b> ：保険年金課または各支所市民生活課	該当する人は、加入中の医療保険に申請します。申請時に介護保険の自己負担額証明書が必要です。 <b>■自己負担額証明書</b> 高齢介護課または各支所市民生活課で発行 ※申請方法など詳しくは、加入している医療保険へお問い合わせください

※対象期間中に就職や退職などで加入する医療保険が変わった世帯員がいる場合は、変更前の医療保険での自己負担額証明書が必要です

※自己負担限度額は、市民税の課税状況などによって異なります。詳しくはお問い合わせください

**例** 69歳の夫婦2人暮らしで、市民税非課税世帯の場合(負担限度額34万円)



## 「津山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」のパブリックコメント募集

岡山高齢介護課(市役所1階11番窓口) ☎32-2070

市では、高齢者の保健や福祉、介護保険施策を推進するため、平成27～29年度の計画を策定します。

この計画を策定するため、広く意見を募集します。

**実施期間** 1月21日(水)～2月20日(金)(必着)

**応募資格** 市内に在住、または通勤・通学する人

**応募方法** 高齢介護課または各支所市民生活課に備え付けの様式(市ホームページから印刷可)に記入し、郵送、ファクス、Eメールまたは直接提出する  
 ※直接提出の受付時間は平日の執務時間内(午前8時30分～午後5時15分)

**応募先** 〒708-8501 津山市山北520  
 高齢介護課 ☎32-2153、  
 ☒kaigo@city.tsuyama.okayama.jp



## 「つやま見守ろうねット!!」参加事業者募集

岡山高齢介護課 ☎32-2070、FAX 32-2153

市では、高齢者や障害者などを身近な人たちで見守る「つやま見守ろうねット!!」を立ち上げます。この活動に参加する事業者を募集します。

**対象** 市内で配達業務など、高齢者や障害者と接する機会の多い業務を行っている事業者

**活動内容** 日常業務を行う中で、高齢者などの日常生活で何らかの異変に気付いた時、津山市地域包括支援センターに連絡をする

※情報をもとに、津山市地域包括支援センターや高齢介護課が、民生委員や消防署、警察署などの関係機関と連携して対応します

**申込方法** ①事業者名②事業者担当者氏名③電話番号を、電話またはファクスで伝え、申し込む

**締め切り** 2月10日(火)

## 中山間地域等直接支払制度～中山間地域にお住まいの農業者を支援します～

岡山農業振興課(市役所4階) ☎32-2079

中山間地域等直接支払制度は、傾斜がきついため農地を広くできない、農地の面積が小さいため大きな機械で作業ができないなど、農業生産をする上で条件が不利な農地の耕作放棄を防ぐ制度です。

### ■交付要件

- 次のすべての要件を満たすこと
- 集落で農地の管理方法や役割分担などを「協定」として取り決めること
- 5年以上農業生産活動を継続すること

### ■集落で決める「協定」の主な内容

- 対象農地の範囲
- 構成員の役割分担(代表者、農地の管理者、水路・農道の管理者、経理担当者など)
- 集落の10～15年後を見据えた将来像
- 将来像を実現するための5年間の活動計画
- 交付金の用途

### ■対象農地

- 次のすべての条件に当てはまるもの
- 過疎法などの地域振興立法で指定された地域や、地域の実態に応じて県知事が特に認めた地域
- 「農業振興地域の整備に関する法律」で定める「農用地区域」内の農地
- 地目ごとに基準となる傾斜度の条件を満たす農地
- 1協定当たりの合計面積が1ヘクタール以上

### ■申請締切

6月30日(火)  
 ※申請方法など、詳しくはお問い合わせください

### ■交付単価(10アール当たり)

地目	区分	金額
田	急傾斜(1/20以上)	21,000円
	緩傾斜(1/100以上)	8,000円
畑	急傾斜(15度以上)	11,500円
	緩傾斜(8度以上)	3,500円

### ■注意点

協定に反して十分な管理がなされず、耕作放棄になった場合など、認定年度にさかのぼって交付金を全額返還していただくことがあります。

### ■交付金の返還が必要となる場合の例

- ・農地の耕作や維持管理(草刈り・耕うんなど)が行われない
- ・水路や農道などの維持管理が行われない
- ・多面的機能を増進する活動が行われない
- ・農地を宅地にするための造成や、太陽光発電設備の設置などを目的とした農地転用を行った
- ・農地を農地中間管理機構に預け、協定に参加しない者が受け手となった

## 津山市地産地消実行計画の策定

岡山農業振興課 ☎32-2079

地産地消を進めていくため、津山市地産地消実行計画として具体的な取り組み内容を策定しました。

### ■具体的な取り組みの例

- 学校給食へ確実に食材を提供するため、品目を絞って契約栽培を進める
- 品質の高い品目の知名度を高めるため、ぶどうまつり、ショウガまつり、小麦まつり、地域産品まつりなどのイベントを活用しPRしていく
- 「津山市農商工連携推進計画」の推進団体「つやまFネット」などと連携し、地元農産物を活用した津山ならではの加工品などの開発や販売を支援する



## 経営所得安定対策の変更

岡山農業振興課(市役所4階) ☎32-2079

経営所得安定対策について、平成27年度からの「畑作物の直接支払交付金＝ゲタ対策(麦・大豆・そば・なたねの数量・品質に対する交付金)」と「米・畑作物の収入減少影響緩和対策＝ナラシ対策(米・麦・大豆の販売収入の補てん金)」の交付金の対象者が、次のとおり変更となります。

### ■交付金対象者

認定農業者、集落営農、または認定新規就農者で、平成27年6月30日現在で認定されている人  
 ※規模要件は課されない

※申請方法など、詳しくはお問い合わせください

